

令和6年4月1日以降の日付を記入してください。

令和6年4月10日

(宛先) 埼玉県知事

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 (早期給付申請・一般申請)

内容を確認の上、レ印を付けてください。

次の4点を確認の上、□にレ印を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
この申請書に虚偽の記載があった場合は、埼玉県の求めに従いその全額を即時返還します。
私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。
この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く))の支弁対象ではありません。

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第5条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所等(保護者等) さいたま市浦和区高砂3-15-1 コーポ学事301号室
申請者氏名(保護者等) 埼玉 太郎
高校生との関係 [親権者, 未成年後見人, 生徒本人]

以下を確認の上、該当する場合には□にレ印を付けてください。

申請者(保護者等)は基準日時点で埼玉県内に住所を有しています。
今年度、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)の早期給付を [申請していません]

【対象となる高校生等について】

ふりがな さいたま じろう
氏名 埼玉 二郎
昭和 〇〇 年 平成
現在在学する学校 学校名: 私立 〇〇高等学校
学校の種類・課程・学科 (別紙) 記入上の注意の①~⑮から選択してください: ①
在学期間: 令和6年4月1日 ~ 年 月 日
過去の高等学校等における在学期間 (卒業・退学・転学等したことがある場合は、過去に籍していた高校等について記入)

別紙「記入上の注意」の①~⑮のうちから1つを選択してください。

以下を確認の上、該当する場合には□にレ印を付けてください。

生徒は基準日時点で高等学校等就学支援金(学び直し支援金含む)の受給資格を有しています。
内容を確認の上、レ印を付けてください。
今年度、本申請を行い給付金を受給しても、上記の受給上限回数を超えません。

※ 申請書は裏面もあります。裏面も忘れずに記入してください。

【扶養親族等の状況について】（非課税世帯は記入してください。）

続柄	氏名	生年月日	職業、学校名・学年	課程	備考
兄	埼玉 一郎	平成□年×月△日	アルバイト	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
姉	埼玉 彩子	平成□年×月△日	埼玉県立××高校3年	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	

確認の上、レ印を付けてください。

生活保護を受給していない世帯（非課税世帯）は必ずレ印を付けてください。

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。
 ※本人（対象となる高校生等）から見た兄弟姉妹について記入してください。

次の2点の内容について確認の上、該当する場合は□にレ印を付けてください。

- 基準日現在、私が主として上記の者を扶養しています。
- 私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

様式第11号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」
 ※基準日現在に生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

該当する□にレ印を付けてください。

(2) 次の者の令和5年度（非）課税証明書を提出し

- ① 保護者等全員分の個人番号カードの写し等を高等学校等就学支援金の手続きのため書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得したため省略する。
 ※奨学のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
- ② 親権者（両親）2名分
 ※高等学校等就学支援金のオンライン申請システムで、個人番号を申請画面に直接入力した場合は、奨学のための給付金の申請に個人番号カードの写しの提出が必要です。
- ③ 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、
 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の（非）課税証明書を提出できない場合 等
 ※親権者の1人が海外赴任等で（非）課税証明書が提出できない場合は、支給対象外。
- ④ 未成年後見人（ ）名分
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）
 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
- ⑤ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分
 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑥ 主たる生計維持者1名分
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑦ 生徒本人
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、令和5年度（非）課税証明書を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（②の⑦に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【家計急変後の所得を証明する書類について】（該当する□にレ印をつけてください）

勤務先作成の給与見込
 直近3か月分の給与明細書又は収支等が確認できる帳簿の写し
 申請年分の確定申告書の写し
 その他（ ）

※ 県外生の方は、次の振込口座届も忘れずに記入してください。